

下呂市建築物等における木材利用推進方針

令和6年3月1日策定



目次

第1 木材利用の基本的事項	2	
1. 趣旨			
2. 用語の定義			
3. 市産材利用の意義と効果			
4. 市産材の利用を推進する主体			
5. 市産材の利用を推進する対象			
第2 公共建築物等の整備における市産材の利用の推進	3	
1. 基本的事項			
2. 優先順位			
3. 市が整備する公共建築物等の市産材利用に関する基準	…別表1、別表2		
4. 工作物における市産材利用	…別表3		
5. 備品等の導入	…別表4		
6. 木質バイオマスの市産材利用	…別表5		
7. 土木工事における市産材利用	…別表6		
第3 民間建築物等の整備における市産材の利用の推進	4	
1. 住宅における市産材の利用			
2. 非住宅建築物における市産材の利用			
3. 建築物木材利用促進協定の推進			
4. 市民への普及啓発			
第4 方針の位置付け	…別紙1	5
1. 市産材利用分野の個別方針			
別表1 公共建築物等の木造化に関する基準		6
別表2 木質化を推進する施設		7
別表3～6 各種			
別紙1 方針の位置づけ		8



下呂市の森林・林業・木材産業は
SDGsの達成に貢献しています



第1 木材利用の基本的事項

1. 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、下呂市の建築物及びその他多様な分野での木材の利用について、森林所有者、事業者及び市民の理解・協力のもと基本的事項を定めるものである。

また木材の利用促進に向けて岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例、岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に準じ、市が整備する公共建築物の建築にあたっては市産材による木造化または木質化を図り、加えて、民間の建築物についても木材の利用が促進されるよう、事業者へ市産材を使うことの意義や活用事例を広く普及啓発し、その理解と協力を得られるよう努める。

2. 用語の定義

この方針に使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

(1) 市産材

市内に所在する森林から生産された木材をいう。

(2) 木材の利用

建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

(3) 合法材

森林法（昭和26年法律第249号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、その他関係法令に基づく、手続きが適切に行われ、伐採された木材をいう。

(4) ぎふ証明材

岐阜県産材であり、かつ合法材である木材及びその木材から作成された木材製品をいう。

(5) 地域材

岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知）に基づき証明された「ぎふ証明材」のうち次のいずれかに該当するものとする。

ア 市産材

イ 市内の製材工場等で製材・加工された木材

ウ 市内の木材市場、素材生産者及び製品流通業者から購入した木材

(6) 公共建築物等

「公共建築物等の木造化に関する基準」別表1建築物の用途に記載のある施設をいう。

(7) 木造化

建築物等の建築又は設置に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(8) 木質化

建築物等の建築又は設置に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(9) 木質バイオマス

動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。

3. 市産材利用の意義と効果

(1) 循環型社会の形成

木材は、森林の適切な整備及び保全が続くことで、持続的に森林から再生産が可能な資源であり、木造建築物の改修・メンテナンス時においても同じ材料が入手しやすく、循環型社会の形成に寄与する。

(2) 地域経済の活性化

建築物等に市産材を利用することは、地域経済への波及効果、地域の林業・木材産業の振興、新たな仕事の創出、技術の継承など、地域の活性化につながる。

(3) 脱炭素社会の実現

森林はその成長過程で二酸化炭素を吸収・固定し、森林から生産された木材は住宅、家具等に使用されることで長期にわたり炭素を貯蔵することが可能であるほか、製造過程における二酸化炭素の排出量が少ないなど、脱炭素社会の実現に寄与する。

(4) その他

市産材を利用することで、森林が整備され、森林の多面的機能が持続的に発揮されるほか生物多様性の保全に寄与する。また、木の調質性や遮音性、ぬくもりなどは、快適な生活空間の形成につながる。

4. 市産材の利用を推進する主体

下呂市、事業者及び市民

5. 市産材の利用を推進する対象

建築物、工作物、備品、木製品、家具等、木質バイオマス、土木工事

第2 公共建築物等の整備における市産材の利用の推進

1. 基本的事項

市が整備する公共建築物等は、以下の事項に従い市産材の利用に努める。なお木造化・木質化を検討する段階で可能な限り市産材を利用することとし、その旨を特記仕様書に明記するものとする。

2. 優先順位

本方針において、市産材の利用が難しい場合は、以下の優先順位に従い準用する。

(1) 市産材

(2) 地域材

(3) 県産材

(4) 国産材

3. 市が整備する公共建築物等の市産材利用に関する基準 …別表1、別表2

市が整備する建築物は、「公共建築物等の木造化に関する基準」別表1、「木質化を推進する施設」別表2に基づき、建築物の用途に応じ木造化及び木質化を図る。

(1) 木造化の考え方

市が整備する建築物は、別表 1 を基本に原則として木造とする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用についても検討する。木造化が困難な場合の例としては、著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合、施設の内容や用途、維持管理などにより、木造化することが困難な場合などが挙げられる。

(2) 木質化の考え方

建築基準法その他の法令等に基づく基準において、不燃材料など防火上必要な仕様が求められていない場合及び安全・衛生上の理由により木質化がなじまない箇所を除き、市民の目に触れる機会の多い所では木質化を実施する。

4. 工作物における市産材利用 …別表 3

公園、公共施設、下呂温泉をPRできる施設周辺等、市民及び観光客に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設に付属する工作物においては、強度、防腐処理、耐久性、意匠性、維持管理コスト等を考慮し市産材の利用を図る。とりわけ曝露する場所に木材を利用する場合は、他資材と比較し十分に考慮した上で市産材を利用する。

5. 備品等の導入 …別表 4

公共施設等に導入や更新される机、椅子、書棚等の備品・紙類、家具・遊具等については、市産材を原材料として使用したものの利用に努める。

6. 木質バイオマスの市産材利用 …別表 5

木質バイオマスを燃料とする冷暖房機、給湯施設、熱電併給施設（コージェネレーション/CHP）等について、経済性、維持管理コスト、燃料の確保等を考慮し、木造化及び木質化施設への導入を推進する。

7. 土木工事における市産材利用 …別表 6

木材の使用が可能な工種や、合板型枠を含む仮設及び保安資材等において、強度、耐久性、維持管理コスト等を考慮し、市産材の利用を図る。

第3 民間建築物等の整備における市産材の利用の促進

1. 住宅における市産材の利用

市産材を利用した省エネ性能の高い木造住宅の建築等を促進するため、岐阜認証材である「ぎふ証明材」や「ぎふ性能表示材」を使用し木造住宅を建築する事業者に対する情報の提供、担い手育成、技術力向上、構造現場見学会、産直住宅普及活動等の支援を行う。

2. 非住宅建築物における市産材の利用

住宅建築戸数の減少を補うため、国・県と連携し、事業者が行う非住宅建築物の木造化及び木質化や防耐火性・意匠性の高い内装材、外装材及び新工法等の開発・普及を支援する。

3. 建築物木材利用促進協定の推進

民間建築物等において、林業の活性化、市民の森林整備への関心向上、ひいては持続可能な「下呂の森」の実現、飛騨川流域の森林の適切な整備を実現するため、法第 15 条に規定される協定制度に基づき、事業者と「『下呂の森が育んだ木の家推進事業』建築物木材利用促進協定」の締結を推進する。

4. 市民への普及啓発

市産材の良さや、市産材を利用する意義などを広く市民に周知するため、市民向けイベント等を開催する。また、木材を身近に感じられるよう、こども園の園児、小中高校の児童生徒を対象とした森林環境に関する学習の支援に合わせて、木や、森にふれる機会を創出する。

第4 方針の位置付け …別紙1

1. 市産材利用分野の個別方針

本方針は、下呂市森林づくり基本計画（令和5年3月策定）における木材の利用方針、木造化・木質化の考え方を位置付けたものである。これらは関係法令及び上位計画に基づき策定されることから、上位計画が変更され、本方針を変更する必要性が生じた場合に該当箇所を変更する。

附則

この方針は令和6年4月1日より運用する。

これをもって下呂市公共施設等における木材利用方針（平成24年11月30日）は、廃止する。

別表 1 公共建築物等の木造化に関する基準

建築基準法で主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物のうち下記表のもの

建築物の用途		建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		
			3,000 m ² 以下 (うち、1000 m ² 超は建築基準法第26条の適合について検討が必要)	3,000 m ² 超	
集会	集会場、ホール等	2階建	木造化	木造化を検討（客席の床面積の合計が200 m ² 以上の場合）	
		1階建			
居住	市営住宅、職員住宅、寄宿舎等	3階建	木造化を検討		
		2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合）	
		1階建			
医療福祉宿泊	児童・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合）	
		1階建			
教育	学校、図書館、体育館等	3階建	木造化を検討		
		2階建	木造化	木造化を検討（2,000 m ² 以上の場合）	
		1階建			
観光	物品販売所、観光施設等	2階建	木造化	木造化を検討（2階部分の床面積の合計が500 m ² 以上の場合）	
		1階建			
倉庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が1,500 m ² 以上の場合）	
		1階建			
自動車車庫		2階建	木造化	木造化を検討（延べ面積が150 m ² 以上の場合）	
		1階建			
上記以外のすべて (庁舎、事務所、消防詰所等)		4階建	木造化を検討		
		3階建	木造化		
		2階建			
		1階建			



建築基準法上の準耐火建築物



建築基準法上の耐火建築物

(※) 上表は建築物の高さが16m以下の場合。その他、建築基準法に基づく防耐火やその他法令の規制について、留意すること。

(※) 別表1は、岐阜県木の国・山の国産産材利用推進計画の各表を準用しています。

別表2 木質化を推進する施設

建築物の用途		対象例
集会	集会場、ホール等	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面及び床
居住	市営住宅等	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
医療福祉	診療所、病院等	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
	児童・社会福祉施設等	居室（リハビリ室、図書室、研修室、入所者室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面及び床
教育	学校、図書館、体育館等	居室（教室、図書室、音楽室等）、玄関、廊下の壁面及び床
観光	物品販売所、観光施設等	各種展示室、受付等の壁面
庁舎・事務所	庁舎、振興事務所等	居室（応接室、会議室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
	消防詰所等	居室（応接室等）、廊下、ロビーの壁面
共通		間仕切り、室内ドア、窓枠、カウンター、ルーバー、手すり等

別表3 工作物

	主な対象
公園、文化施設周辺等	柵、塀、遊具、ベンチ、看板等

別表4 備品等

	主な対象
机、椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
収納家具	書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手摺、パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ネームプレート、額、ベンチ、プランター等

別表5 木質バイオマス施設

	主な対象
地域性、経済性を考慮して、導入が可能な施設	冷暖房器、給湯施設、熱電併給施設等（木質資源ストーブ、ボイラー、発電施設等）

別表6 土木工事

	主な対象
道路施設	仮設防護柵、花壇等
河川施設	木工沈床、木柵等
農業施設	防護柵（仮設含）、疎水材、水路等
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ、ガードレール等
その他共通	型枠、工事看板、バリケード、法面保護工等

（※）別表2～6は、岐阜県木の国・山の国産材利用推進計画の各表を準用しています。

別紙1

《方針の位置づけ》

